

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年1月7日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

協議第2号(継続) 合併の期日について

- 案a 阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成16年3月31日までとする。
- 案b 阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は国の動きを見ながら別途協議する。
- 案c 阿蘇中部4町村は、合併により町制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。
- 案d 阿蘇中部4町村は、合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は当面平成16年3月31日までとするが、国において3万人規模の市の特例が平成17年3月31日に延長されれば、合併の期日も平成17年3月31日までとする。

平成 年 月 日確認

協議第6号(継続) 地域審議会について

- 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新市(町)において設置する。
- 地域審議会については、別紙(案)のとおりとする。

平成 年 月 日確認

協議第7号(継続) テレワークセンターの取扱いについて

- テレワークセンター業務については現行どおりとする。
- テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。
- ホームページについては合併後に統一する。

平成 年 月 日確認

協議第8号(継続) 第3セクターの取扱いについて

- 第3セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。

平成 年 月 日確認

協議第9号(継続) 電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。

平成 年 月 日確認

協議第10号 国民健康保険の取扱いについて

- (1) 合併後の国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条の規定を適用し不均一課税を行うものとし、合併後5年の間に調整する。
- (2) 財政調整基金については、新市(町)の国保会計の安定した運営を図るため、合併時に適切な額を持ち寄る。

平成 年 月 日確認

協議第11号 病院、診療所(直営)の取扱いについて

各町村既設の病院、診療所は、住民の健康を守るため、新市(町)に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第12号 新市(町)の事務所設置の方式について

新市(町)の事務所は、(本庁方式・分庁方式・総合支所方式)を基本として調整する。

なお、事務所の位置については合併協議会委員で構成する小委員会を設置し、調整事項を付託する。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年1月7日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

選挙区定数について（協議第4号関連）

各選挙区ごとの定数については、議会代表の合併推進協議会委員で構成する小委員会を設置し、検討する。

地方税の取扱いについて

- (1) 4町村で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 個人町村民税の納期については、一の宮町の例による。
 - イ 固定資産税の納期については、一の宮町及び阿蘇町の例による。
 - ウ 入湯税の税率及び納期については阿蘇町の例による。
- (2) 国土調査については新市(町)に引き継ぎ、新市(町)において早急に調査を完了するものとする。
- また、基準点の管理についても新市(町)において引き続き事業を実施するものとする。

- 2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて

納税組合については、存続させるものとする。

納税組合奨励金交付方法等については、合併までに調整する。

個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金については()町村の例による。

姉妹都市の取扱いについて

姉妹都市については、現行どおり新市(町)に引き継ぐものとする。

国際交流事業の取扱いについて

国際交流事業については、現行どおり新市（町）においても事業を実施するものとする。

広報・広聴関係事業の取扱いについて

- （１）広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法については合併までに調整する。
- （２）広聴関係事業については、合併後、新市（町）において検討する。